

(趣旨)

第1条 この要綱は、稲沢市総合計画審議会条例（平成4年条例第28号）第7条の規定に基づき、稲沢市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(部会の設置)

第2条 審議会に、専門的事項の調査及び審議を行わせるため部会を置く。

2 部会の名称及び審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第1部会 生活・環境及び都市基盤・産業に関する事項
- (2) 第2部会 福祉・健康及び教育・文化に関する事項

(部会の構成)

第3条 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

2 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

3 部会長は、部会を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第4条 部会は、部会長が招集する。

2 部会の会議は、部会員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(審議結果の報告)

第5条 部会長は、部会の審議経過及び結果を審議会に報告しなければならない。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成5年5月10日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年7月10日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。